

新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議

これまでの議論の整理

I. 特別支援教育を巡る状況と基本的な考え方

II. 障害のある子供の学びの場の整備・連携強化

1. 就学前における早期からの相談・支援の充実
2. 小中学校における障害のある子供の学びの充実
3. 特別支援学校における教育環境の整備
4. 高等学校における学びの場の充実

III. 特別支援教育を担う教師の専門性の向上

1. 全ての教師に求められる特別支援教育に関する専門性
2. 特別支援学級、通級による指導を担当する教師に求められる専門性
3. 特別支援学校の教師に求められる専門性

IV. I C T 利活用等による特別支援教育の質の向上

1. 特別支援教育における I C T 利活用の意義と基本的な考え方
2. I C T 活用による指導の充実と教師の情報活用能力
3. I C T 環境の整備と校務の I C T 化
4. 関係機関の連携と情報の共有

V. 関係機関の連携強化による切れ目ない支援の充実

1. 就学前の連携
2. 在学中の連携
3. 卒業後の連携
4. 医療的ケアが必要な子供への対応
5. 障害のある外国人児童生徒への対応

I. 特別支援教育を巡る状況と基本的な考え方

(我が国の特別支援教育に関する考え方)

- 特別支援教育は、障害のある子供の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、子供一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。また、特別支援教育は、発達障害のある子供も含めて、障害により特別な支援を必要とする子供が在籍する全ての学校において実施されるものである。
- 共生社会の形成に向けて、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念が重要であり、その構築のため、特別支援教育の充実を着実に進めていく必要がある。
　　インクルーシブ教育システムにおいては、可能な限り同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある子供に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である。
- このため、障害の状態等に応じ、十分な教育を受けられるよう、特別支援学校や小中学校の特別支援学級、通級による指導等において、特別の教育課程、少人数の学級編制、特別な配慮の下に作成された教科書、専門的な知識・経験のある教職員、障害に配慮した施設・設備などを活用した指導や支援が行われている。
- 我が国では障害者の権利に関する条約の批准に向けて、障害者基本法の改正や障害者差別解消法の成立等の関連法整備を進め、平成25年に学校教育法施行令を改正し、障害のある子供は特別支援学校に原則就学するという従来の就学先決定の仕組みを改め、障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みとした。

　　また、同条約批准後は、「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」に基づく不当な差別の禁止や合理的配慮を進めるとともに、特別支援学校や小学校等の学習指導要領を改訂し、障害のある子供たちの学びの場の柔軟な選択を踏まえ、特別支援学校の教育課程と幼稚園・小学校・中学校・高等学校の教育課程との連続性が重視された。更に、高等学校における通級による指導の制度化や教職課程における特別支援教育に関する内容の充実など、インクルーシブ教育システムの構築に向けた様々な取組が進められている。

(特別支援教育を巡る状況の変化)

- 少子化により学齢期の児童生徒の数が減少する中、特別支援教育に関する理解や認識の高まり、障害のある子供の就学先決定の仕組みに関する制度の改正等により、通常の学級に在籍しながら通級による指導を受ける児童生徒が大きく増加している。また、特別支援学級・特別支援学校に在籍する児童生徒の数も増加している。

　　また、関連制度の改正や各学校・設置者の努力・創意工夫により、特別な支援を必要とする子供の学びの場が充実するとともに、通級による指導や交流及び共同学習の充実等により、それぞれの学びの場が柔軟で連続性を持ったものになりつつある。

- 加えて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、学校の臨時休業が行われるに至り、子供たちの学びの保障が大きな課題となっている。特別支援学校等では、保護者が仕事を休むことが困難な場合や放課後等デイサービスで受け入れが困難な場合等に、感染防止に留意して子供たちに居場所を提供した学校もある。
- 特別支援学校等が障害のある子供にとってのセーフティネットとしての役割を果たすなど、社会全体で特別支援教育が果たしている機能や役割、保護者等の特別支援教育に対する期待が再認識されるとともに、特別支援学校等だけでその全ての期待に応えることの難しさなど、今後の課題も明らかになりつつある。特に、教育におけるＩＣＴ環境の整備・充実が進められることは当然であるが、ＷＩＴＨコロナ・ＡＦＴＥＲコロナの時代において、特別支援教育において求められるものや留意すべき事項は何か、今後、更なる整理・検討が必要である。

(これからの特別支援教育の方向性)

- 特別支援教育を巡る状況の変化も踏まえ、インクルーシブ教育システムの理念を構築し、特別支援教育を進展させていくために、引き続き、
 - ①障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に教育を受けられる条件整備
 - ②障害のある子供の自立と社会参加を見据え、一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備を着実に進めていく。これらを更に推進するため、それぞれの学びの場における各教科等の学習の充実を進めるとともに、
 - ・障害のある子供と障害のない子供が、年間を通じて計画的・継続的に共に学ぶ活動の更なる拡充
 - ・障害のある子供の教育的ニーズの変化に応じ、学びの場を変えられるよう、多様な学びの場の間で教育課程が円滑に接続することによる学びの連続性の実現を図る。
- また、この方向性を実現するため、
 - ・特別支援教育に携わる教師の専門性の向上
 - ・ＧＩＧＡスクール構想による1人1台端末等の最新のＩＣＴ技術の活用
 - ・関係機関の連携強化による切れ目ない支援体制の整備を進める。
- これにより、障害の有無に関わらず誰もがその能力を発揮し、共生社会の一員として共に認め合い、支え合い、誇りを持って生きられる社会の構築を目指す。

II. 障害のある子供の学びの場の整備・連携強化

1. 就学前における早期からの相談・支援の充実

(制度、現状)

- 障害のある子供の就学前の学びや支援は、特別支援学校幼稚部、幼稚園・保育所・認定こども園のほか、児童発達支援センター・児童発達支援事業所・民間の療育センターなど多様な場で行われている。
- 幼稚園において、個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成を必要とする幼児数は増加傾向にあるなど、障害の早期発見・早期支援のニーズが指摘されている。
- 平成25年の学校教育法施行令の改正により、障害のある子供の就学先の決定に当たっては、市区町村教育委員会が保護者の意向や専門家の意見を踏まえて総合的に判断することになっている。その結果、義務教育段階への就学予定者で、市区町村教育委員会が専門家の意見を聴取するための教育支援委員会等で調査・審議対象となった障害のある子供の数は増加しているが、進学先の内訳は大きく変わっていない。

(幼稚園等の支援体制の整備)

- 幼稚園等における特別支援教育を推進するための人的体制等は必ずしも十分でないため、幼稚園等が適切な支援を継続的に行えるように特別支援教育コーディネーターの指名等の園内体制の整備や関係機関との連携、外部専門家等との連携による人的体制の充実とともに、特に幼児教育の観点から特別支援教育を充実するために教師や特別支援教育支援員の資質の向上に向けた研修機会の充実が期待される。

(早期からの相談・支援)

- 早期からの支援やきめ細かい就学相談を行うため、福祉部局や幼稚園等と連携して障害のある子供の状況を把握することが重要であり、そのために、例えば、法定健診である乳幼児健診や就学時健診に加えて、5歳児健診等の機会の活用も考えられる。

(保護者への具体的な情報提供)

- 就学相談においては、本人や保護者が正確な情報を得て理解したうえで意向を表明できるよう、小学校・特別支援学校双方で受けられる教育の内容、支援体制を含む基礎的環境整備、障害者差別解消法に基づく合理的配慮の提供、可能な範囲で医学等の専門的見地も含めた卒業までの子供の育ちの見通し等について、情報提供を行うことが重要である。また、教育支援委員会等による就学先決定の方法や、就学後も必要に応じて転学や通級指導教室等の多様な学びの場を活用する方法、学校における合理的配慮の提供に関する意思の表明からの合意形成までの手続きについても情報提供を行うことが重要である。更に、小中高等学校や特別支援学校における教育による成長事例が、卒業後を含むライフステージに応じて保護者等に分かりやすい形で情報提供されることが重要である。

(就学相談の充実)

- 特に発達障害については、幼児の気になる行動が障害の特性によるものであることに気が

付かず、本人を叱責してしまう等の不適切な対応をとってしまうケースもあるため、乳幼児健診や就学時健診における気付きを保護者や就学先、関係機関と共有し、必要に応じて適切な教育相談につないでおくことが、不適切な対応による二次的な課題を防ぐことにもつながると考えられる。このため、早期発見・早期支援の観点から、本人や保護者支援及び関係者の理解促進の更なる充実が求められる。

また、小規模の自治体が連携して広域で相談体制を構築したりすることも考えられる。今後更に、継続的な研修の実施や周辺自治体との情報共有等により就学相談担当者の専門性向上を図ることも重要である。

(教育支援委員会の柔軟な運用)

- 障害のある子供の学びの場は固定したものではなく、就学後も障害のある子供が連續性のある多様な学びの場において、その能力や可能性を最大限に伸ばし、十分な教育が受けられるよう、教育相談や個別の教育支援計画に基づき柔軟に見直されるべきものである。このため、予め教育支援委員会も必要に応じて柔軟に開催できるようにしておくことが重要である。

また、市区町村教育委員会の総合的判断で特別支援学校に就学することになった場合であっても、居住する市区町村教育委員会が引き続き、その子供の教育に深く関わり、居住地の小学校に副次的な籍を設けるなど、障害のある子供が居住地域とのつながりを維持できるような取組が期待される。

加えて、医療的ケアが必要な子供について、入学当初に学校側の受け入れ体制が整備されるまでの間、医療的ケアの実施や通学に際して保護者の付き添いを求めることがあるため、就学先決定後速やかに学校・保護者・看護師・主治医・学校医等が連携し、実施体制の準備が進められるような体制づくりが必要である。

2. 小中学校における障害のある子供の学びの充実

(制度、現状)

- 通級による指導を受ける児童生徒や特別支援学級に在籍する児童生徒の数は増加しており、平成29年度の通級による指導の担当教師の基礎定数化や平成30年度の高等学校における通級による指導の制度化など、小学校等における特別な支援を必要とする児童生徒への学びの場や指導体制は段階的に充実してきている。

(管理職のリーダーシップ)

- 特別支援教育に関する多様な学びの場の連續性の観点から、例えば、特別支援学級と通常の学級との交流及び共同学習を充実するため、学級や学年等の間で年間指導計画等の在り方を研究したり、特別支援学級における各教科等の学習を充実するため、学級担任と教科担任等が連携して指導の体制を整えたりすることが必要となる。このような取組を進めるため、校長等の管理職がリーダーシップを発揮して学校全体としてカリキュラム・マネジメントを行い、教職員が適切に役割を分担しつつ、相互に連携し、障害のある児童生徒への指導・支援の質の向上を図っていく必要がある。

(特別支援学級と通常の学級の子供が共に学ぶ活動の充実)

- 教師の専門性の向上等による特別支援学級の充実とともに、通常の学級に特別支援学級の児童生徒の副次的な籍を導入し、ホームルーム等の学級活動や給食等については原則共に行

うこととすることが必要である。教科学習についても、児童生徒の障害の程度を踏まえ、共同で実施することが可能なものについては、年間指導計画等に位置付けて、年間を通じて計画的に実施することが必要である。その際、可能な限り、両学級の教育内容の関連の確保を図るとともに、通常の学級においては、ユニバーサルデザインや合理的配慮の提供を前提とする学級経営・授業づくりを引き続き進めていく必要がある。なお、特別支援学級の教師は当該学級の児童生徒の教育的ニーズに対応するために配置されていることに留意する必要がある。

(自校における通級による指導を充実するための環境整備)

- 小学校等に在籍する障害のある児童生徒は、通級指導教室が設置されている他の小学校等に通学する例もある。こうした児童生徒が在籍する小学校等で専門性の高い通級による指導を受けられるよう、通級による指導の担当教師が児童生徒の在籍する小学校等を巡回して行う指導や、児童生徒が在籍する小学校等で他の小学校等の通級による指導の担当教師の専門的な指導をＩＣＴを活用した遠隔により受けられるような取組を進めることが重要である。

(通級による指導等の在り方の検討)

- これまでの通級による指導の実施状況や、モデル事業の取組や成果を踏まえ、授業時数や指導内容、担当する教師の専門性の向上等について、引き続き検討が必要である。例えば、知的障害単一の児童生徒は特別支援学級の対象ではあるものの通級による指導の対象となっていない。知的障害があったとしてもその程度が軽度で、通常の学級での学習活動に概ね参加している者は通級による指導の対象に加えることも考えられるとの意見もあった。他方、知的障害のあるものには特別支援学級での指導が効果的との考え方もあり、この点については引き続き検討が必要である。
- 小学校等において、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が共に学ぶ取組を更に進めるため、全ての児童生徒が通常の学級に在籍し、教師が一人一人の障害の状態等に応じた合理的配慮の提供やチームティーチング等による多様な学習形態での指導を行ったり、必要に応じて特別の場で障害に応じた指導を行ったりする特別支援教室構想については、その対象となる児童生徒の指導の形態の決定方法や教育課程編成上の考え方、教員配置を含む指導体制等の検討が必要である。

近年においては、特別支援学級や通級による指導を受ける児童生徒が増加する中、これまで以上に、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が共に学ぶ取組が求められている。障害の有無に関わらず全ての児童生徒ができる限り通常の学級に在籍して必要な時間に特別な指導を受ける取組を行う自治体や、特別支援学級と通常の学級との交流及び共同学習が活発に行われている自治体など、多様な取組について、適切に情報を収集し、発信するとともに、その効果、課題を踏まえ、特別支援教室構想の具体化に向けた検討を引き続き進める必要がある。

(学校施設のバリアフリー化)

- 令和2年5月の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律の成立により、一定規模以上の新築等を行う場合にバリアフリー基準適合義務の対象となる施設に公立小中学校を追加するための規定が整備されたこと等を踏まえて、公立小中学校を中心に、バリアフリー化の実態を調査し、それを踏まえた目標設定について検討すると

ともに、学校設置者の取組が進むよう支援していくことが必要である。

3. 特別支援学校における教育環境の整備

(制度、現状)

- 特別支援学校では障害の重複の有無により学級編制がなされており、小学校等と比較すると手厚い教師の配置となっているが、センター的機能を効果的に発揮するためには、教職員の数が不十分な場合もある。また、特別支援学校の在籍者の増加により、慢性的な教室不足が続いており、その解消が急務である。
- 特別支援学校には、学校教育法第 74 条に基づき小学校等の要請に応じて必要な助言や援助を行うよう努めることとされている。小学校等の特別支援学級に在籍する児童生徒の数や通級による指導を受けている児童生徒の数の増加等を踏まえ、この役割を更に強化するとともに、特別支援学校に在籍する児童生徒の居住地域の学校や地域とのつながりを深めるための取組を充実させることが必要である。

(指導体制の整備)

- 障害の種類や程度によっては、臨床心理士、作業療法士、理学療法士、言語聴覚士等の専門家の知見を活用して指導に当たる必要があり、引き続き、学校の内外の専門家と連携した教育体制整備の推進が必要である。

特に発達障害については、それだけでは特別支援学校の対象障害種ではないものの、成長とともに精神疾患の症状が顕在化し、特別支援学校で学習する者もいるため、専門家の知見を活用しながら発達障害の特性を踏まえた支援の充実を図る必要がある。その際、ＩＣＴ等を積極的に活用した指導体制の整備を進めていく必要である。

- 特別支援学校には重複障害のある子供が一定数在籍しており、こうした子供の教育的ニーズに的確に答えるとともに、重複障害に対応できる教師を育成するため、複数の障害種に対応した特別支援学校の設置が期待される。また、こうした特別支援学校の総合化により、視覚障害や聴覚障害等に係る特別支援学校が都道府県内に 1 校しかない場合の通学距離の短縮や地域の小学校等との連携強化等も期待される。

また、特別支援学校の重複障害の学級では、自宅や病院で訪問による教育を受けている子供と学校に通学して教育を受けている子供とが存在するが、その実態を把握し、指導の実態に応じた教員配置についても検討が必要である。

更に、学校教育法施行令第 22 条の 3において規定している程度の障害を複数併せ有する重複障害に限定されることなく、強度行動障害のある子供や依存度の高い医療的ケアが必要な子供など、手厚い指導や支援を必要とする者に対する障害の状態や程度を踏まえた指導体制の在り方について、検討を進める必要がある。

(新たな職域に係る人材育成の強化)

- ＩＣＴを活用した在宅就労など特別支援学校卒業者の就労先が広がる中、従来の事業所に通勤・通所する形態のみならず、在宅での労働などの形態についても視野に入れた職業教育、進路指導等が行えるよう、ＩＣＴを活用した職業教育に関する指導計画・指導法の開発を行う必要がある。また、各特別支援学校においても、企業を巻き込んだ新たな職域に対応した

専門教育や職業教育の充実、遠隔による職場実習の実施が期待される。

また、特別支援教育においても個々の児童生徒の持つ適性や才能に気付き、それを伸長させるような指導や支援を行う視点も重要である。

(入院の短期化への対応)

- 医療の発達に伴い、入院期間の短期化するとともに短い入院を頻繁に行うことが生じている。病弱等の子供が入院前に在籍していた小学校等と入院時に在籍する特別支援学校の間で切れ目ない学びとなるよう、教育課程の連続性や、柔軟かつ多様な学習形態や指導方法の在り方について工夫改善し、そのための設置者や学校間の連携が従来以上に重要となっている。

(知的障害の教育課程)

- 障害のある児童生徒の様々な学びの場における学びの連続性を高めるため、知的障害者である児童生徒に対する各教科等の在り方について検討を進めるとともに、学習指導要領に基づく各教科等の授業改善に向けた積極的な取組が求められる。

(副次的な籍の展開)

- 特別支援学校に在籍する児童生徒は、居住する地域から離れた特別支援学校に通学することにより、居住する地域とのつながりをもちにくい場合がある。一部の地域で取り組まれている特別支援学校に在籍する児童生徒が居住する地域の学校に副次的な籍を置く取組については、居住する地域との結び付きを強めたり、居住する地域の学校との交流及び共同学習を継続的に推進したりするうえでも有意義である。
- 副次的な籍等を活用した居住する地域の学校との交流及び共同学習が継続的に行われるためには、特別支援教育コーディネーターを中心とした学校間や家庭等との連携強化や特別支援教育支援員の活用が求められる。また、居住する地域の学校までの距離がある場合などは、各学校に整備されたＩＣＴ機器を活用した交流及び共同学習の取組を実施するなど、各学校や児童生徒の状況に応じて段階的、継続的に取組を進めていくことが期待される。なお、特別支援教育コーディネーターや学級担任による連絡・調整等の負担を軽減したり、社会教育関係者や地域の民生委員・児童委員など学校外の人材と連携・協同したりするためにもＩＣＴの積極的な活用が期待される。

(特別支援学校の教室不足)

- 特別支援学校の在籍者数の増加により慢性的な教室不足が続いている。令和元年5月1日現在、全国の特別支援学校で3,162教室が不足している。特別支援学校の教室不足を解消するため、令和2年度から6年度までを「集中取組期間」としている。令和2年度は、当初予算に加え、第1次補正予算においても教室不足解消のための所要額を計上するとともに、特別支援学校の用に供する既存施設の改修事業について国庫補助の算定割合を引き上げており、各学校設置者には、「集中取組期間」において、特別支援学校の新設や増築を行ったり、他の学校の空き校舎や空き教室を特別支援学校の教室として確保したりすることが求められる。

(特別支援学校設置基準の策定)

- 特別支援学校の教育環境を改善するため、国は特別支援学校に備えるべき施設等を定めた設置基準を策定することが求められる。特別支援学校は対象となる障害の種類や程度、在籍

する子供の年齢に大きな幅があるものの、その設置基準を検討するに当たっては、一律に策定するのではなく、地域の実態や、特別支援学校の障害種や学部等を踏まえて多様な形態で設置がなされている実態を踏まえ、様々な障害種等に対応できるベースとなる基準を検討することが求められる。

(専攻科の活性化)

- 特別支援学校においては、精深な程度において、特別の事項を教授し、その研究を指導することを目的として専攻科が置かれている学校があり、資格の取得などに向けた様々な取組が行われている。なお、高等部普通科の在学期間では深めきれない専門教育の内容について、更に専攻科における学びを通して、生徒一人一人の教育的ニーズに応じた学習を深めることが期待されており、その活性化が重要である。

(特別支援学校のセンター的機能の強化)

- 連続性のある多様な学びの場の整備が進む中で、特別支援学校のセンター的機能を強化していく必要があり、学校間や教育委員会等との連絡調整を担う特別支援教育コーディネーターの役割を明確にしていく必要がある。また、幼児教育段階、高等学校段階における特別支援教育を推進するためのセンター的機能の充実に資するような教員配置や設置者を超えた学校間の連携を促進するための体制の在り方についても検討していく必要がある。
- 視覚障害や聴覚障害等に係る特別支援学校が都道府県内に1校しかない場合があり、専門性の高い教師も限られている。弱視や難聴をはじめ障害のある児童生徒は小学校等にも在籍しており、こうした児童生徒が専門性の高い指導を受けられるよう、小学校等に在籍する児童生徒が、在籍する小学校等の教師が同席する中で、特別支援学校の教師のＩＣＴを活用した遠隔からの専門的指導を受けたり、小学校等の教師が特別支援学校の教師の助言を受けたりする機会を充実させることが必要である。このため、小学校等に対する特別支援学校の支援体制を充実させることが必要である。
こうした機会を充実させるためには小中学校に在籍する障害のある児童生徒が特別支援学校に副次的な籍を置く取組も有意義である。
- 高等学校において障害のある生徒への支援や指導を充実させるため、特別支援学校との更なる連携強化が必要である。このため、高等学校に対する特別支援学校のセンター的機能の充実が必要である。

4. 高等学校における学びの場の充実

(制度、現状)

- 高等学校では平成30年度から通級による指導が行われており、令和元年度からは全都道府県で実施されている。また、高等学校入学者選抜において、障害のある生徒に対する合理的配慮の提供が進んできており、実際に配慮を行った学校数は着実に増加してきている。
- 高等学校は単位制を前提としており、学校設定科目などにより生徒や学校、地域の実態及び学科の特性に応じた教育課程の編成が可能となっていることなどから、小中学校のように

特別の教育課程を定めることができる対象校種にされておらず、特別支援学級は設置されていない。

(高等学校における特別支援教育の充実)

- 特別支援教育に係る研修が免許状更新講習で必修化されたり、現職研修等が充実したりして、高等学校の教師にも特別支援教育についての基礎的な理解は進みつつあるが、引き続き、制度化されて間もない通級による指導の充実やその指導体制、指導方法の確立など、特別支援教育コーディネーターや通級による指導の担当教師を中心に、校長のリーダーシップのもと、学校全体で高等学校における特別支援教育の充実に取り組むことや特別支援学校と連携していくことが重要である。なお、義務教育段階における支援の内容については、保護者の同意を得ながら個別の教育支援計画を活用して進学先の高等学校に丁寧に引き継ぐことが重要であり、高等学校においても生徒一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じて合理的配慮の提供等が更に充実して行われる必要がある。

このため、国においても、高等学校における通級による指導の効果的な指導方法や研修体制について、取組事例を収集し広く周知するなど、教師の専門性の向上を図る取組が引き続き求められている。

(発達障害等のある生徒への支援)

- 高等学校においても発達障害を含む障害のある生徒が一定数入学していることを前提として、多様な生徒が一般的な教養を高め、専門的な知識・技能を習得し、生徒の能力や適性に応じた大学等への進学や就労が可能になるよう、生徒自身の進路に対するニーズや学習の状況に応じて、より多様なコース制を導入して選択できるようにしたり、教科・科目を設定して選択できるようにしたりするなどの取組が期待される。
- 高等学校は、通級による指導が開始されて間もないため、教師が発達障害等のある生徒の指導について十分な知識や経験がない場合もある。また、発達障害等のある生徒については、一般枠での就労のほか、いわゆる障害者手帳の取得による「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく「障害者雇用枠」を利用した就労も考えられるため、こうした法制度面の対応についての理解や、それに応じた適切な指導や支援を行うことが必要である。こうした場合、特別支援学校の有する自立活動の指導のノウハウや、障害のある生徒の就職等に関する知見の発揮も期待されるため、高等学校と特別支援学校の連携を強化することも重要なことがある。
- 発達障害等のある生徒の中には、大学進学や企業に就職するものの、環境に馴染むことが難しかったり、周りとの関係構築がうまくいかなかったりして、中途退学や退職し、そのまま社会から孤立してしまう場合もある。高等学校段階で、自分の得意なことや苦手なことなどの自己理解を促し、対処法を学びながら自信を高めるような指導や支援の充実が必要である。また、卒業後の進路先に対し、生徒に必要な支援の内容や環境整備についての情報が適切に引き継がれるように、関係機関との連携促進も必要である。

更に、本人や保護者が障害の可能性に気が付いていない場合もあることから、気になる生徒の実態把握を行い、本人等の意向も踏まえつつ、卒業後を見据えた適切な指導や必要な支援を実施していくための支援体制の構築も重要である。

III. 特別支援教育を担う教師の専門性の向上

1. 全ての教師に求められる特別支援教育に関する専門性

(制度、現状)

- 発達障害を含む特別な支援を必要とする児童生徒が通常の学級に在籍していること等を踏まえ、令和元年度入学生からは、全ての学生が教職課程で発達障害や軽度の知的障害をはじめとする特別支援教育の基礎的内容を1単位以上修得することが義務付けられた。また、小学校・中学校教諭の普通免許状の取得に当たっては、特別支援学校や社会福祉施設で介護等体験を行うことが義務付けられている。

(求められる資質・専門性)

- 全ての教師には、障害の特性等に関する理解や、個別の教育支援計画・個別の指導計画などの特別支援教育に関する基礎的な知識が必要である。加えて、障害のある人や子供との触れ合いを通して、障害者が日常生活又は社会生活において受ける制限は、障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものとのいわゆる「社会モデル」の視点を踏まえ、障害による学習上又は生活上の困難について本人の立場に立って捉え、それに対する必要な支援の内容を一緒に考えていくような経験や態度が求められる。また、こうした経験や態度を、多様な教育的ニーズのある子供がいることを前提とした学級経営・授業づくりに生かしていくことが必要である。
- 日々の教育実践において、目の前の子供の障害の状態等により、学習上又は生活上の困難さが異なることを理解し、個に応じた分かりやすい指導内容や指導方法の工夫を検討し、子供が意欲的に課題に取り組めるようにすることが重要である。その際、困難さに対する配慮等が明確にならない場合などは、校内の特別支援コーディネーターや特別支援学級、通級による指導の担当教師に相談したり、必要に応じて特別支援学校等に対し専門的な助言又は援助を要請したりするなどして、主体的に問題を解決していくことができる資質や能力が求められる。

(養成)

- 教職課程では、特別支援教育に関する基礎的な知識を習得するとともに、介護等体験等により障害のある人や子供との触れ合いを通して、障害による暮らしや学びの困難さを自己のこととして捉え、当事者と一緒に合理的配慮等を考えるような経験や態度を身に付けることが重要である。

(研修)

- 教員研修においては、特別支援教育に関する知識習得型の研修だけではなく、事例検討や関係機関との連携など、実際の勤務校における学習場面を想定した課題解決型の実践的な研修の充実が求められる。

また、学校全体の特別支援教育に関する専門性を高め、学校が組織として特別の支援が必要な子供の指導に当たるために、管理職や特別支援教育コーディネーター、特別支援学級や通級による指導の担当教師等が中心となり、全ての教師が日々の勤務の中で必要な助言や支援を受けられる体制を構築することが重要である。

併せて、管理職が、特別支援学級や通級による指導、特別の教育課程、校内支援体制の構

築など特別支援教育に関する理解を十分深めて学校経営の改善・充実につながるような研修も求められる。

(インセンティブ)

- 教師が特別支援教育の魅力ややりがいに気付く仕掛けや、特別支援教育に関する知識や技能、経験が採用時に評価されたり、人事異動や管理職登用に考慮されたりする等のインセンティブの拡大が期待される。

2. 特別支援学級、通級による指導を担当する教師に求められる専門性

(求められる専門性)

- 特別支援学級や通級による指導の担当教師には、実際に指導に当たるうえで必要な、特別な教育課程の編成方法や、個別の教育支援計画と個別の指導計画の作成方法、障害の特性等に応じた指導方法、自立活動を実践する力、障害のある児童生徒の保護者支援の方法等に関する専門性の習得が求められる。

特に、児童生徒の実態に応じて教育課程が異なる場合のある特別支援学級では、各教科等での目標が異なる児童生徒を同時に指導する実践力が求められる。

(人事配置・採用)

- 特別支援学級や通級による指導を担当する教師には、通常の学級の担任に比べ特別支援教育に関する専門性が求められるため、特別支援学校での勤務経験など教師として一定の経験を積んだ者が担当することが望ましい。
また、教師の採用に当たって、特別支援学校と特別支援学級等を一括して選考する自治体もあり、このような取組も有効であると考えられる。

(研修)

- 各学校の特別支援学級や通級による指導を担当する教師の人数は少なく、研修に参加しにくい環境にある。このため、OJT (On the Job Training : 仕事の遂行を通して訓練すること) による研修体制の構築やオンライン等による多様な研修方法の工夫とともに、「初めて通級による指導を担当する教師のためのガイド」等の参考資料の普及を図る必要がある。また、こうした研修に参加しにくい状況にかんがみ、長期休業期間等を活用し、他の学校の特別支援学級や通級による指導を担当する教師と、課題に応じた指導や支援の方法等を、情報共有する機会の充実も期待される。

(学校内の体制整備)

- 校内における特別支援教育に関する対応を、全て担当教師だけに任せてしまうと、担当教師が孤立したり、負担が大きくなったりするだけではなく、担当教師の人事異動などで学校における特別支援教育の専門性が担保・維持できなくなる可能性もあるため、他の教師と協働した、校内支援体制を整備することで専門性を蓄積していく仕組みづくりが必要である。

(新たな免許状の創設について)

- 特別支援学級や通級による指導に対応した免許状や発達障害の免許状の創設については、会議の中でも様々な意見があり、今後、引き続き検討を深める必要がある。

※肯定的な意見

- 特別支援学級や通級による指導に対応した免許状がないため、特別支援学校教諭の免許状を有する者が特別支援学級や通級による指導を担当することがあるが、特別支援学級や通級による指導を担当する教師の特別支援学校教諭の免許状の保有率は3割程度に留まっている。未だに発達障害等に関する理解が十分とは言えない教師もいるため、担当教師の質の担保や向上を図るために、特別支援学級や通級による指導に対応した免許状もしくは発達障害の免許状を創設すべき。

※慎重な意見

- 特別支援学級や通級による指導が対象とする児童生徒の障害の種類は自閉症や知的障害の他にも多岐にわたり、その全ての専門性を担保する免許状を創設し、児童生徒の障害に対応した免許を所持する教師を配置することは現実的ではない。また、通常の学級で通級による指導を受けていない児童生徒の中にも特別の支援を必要とする者もいると考えられることから、免許を創設して担当者を分けるのではなく、全ての教師が一定の知識や技能を身に付けるべき。

※その他の意見

- 特別支援学校教諭の免許状について、一種免許状段階では発達障害を含む広く共通した免許状とし、専修免許状段階で障害の種類に対応した専門性を担保した免許状に改めるべき。
- なお、通常の学級の担任も含めた発達障害に関する専門性の向上に係る取組は喫緊の課題となっており、免許状の検討と併せて、関係機関との連携の観点も含めた専門性を担保するための研修カリキュラムや実施体制の検討、専門家の活用などによる相談・支援体制の充実を引き続き進めていく必要がある。

3. 特別支援学校の教師に求められる専門性

(制度、現状)

- 特別支援学校の教師には、小学校等教諭の免許状に加えて特別支援学校教諭の免許状を所持することとされているが、教育職員免許法附則第15項の規定により、当分の間、特別支援学校教諭の免許状を所持していないくとも特別支援学校の教師になれることとされている。

(求められる専門性)

- 特別支援学校では、幼稚部から高等部までの幅広い年齢や発達段階の子供が在籍し、障害の程度は個々に違っており、また、特別支援学校に設置されている学級のうち約4割が重複障害の学級であり、重複障害の子供が多く含まれていることから、一人一人の実態に応じて指導に当たる必要がある。

こうした多様な実態の子供の指導を行うため、特別支援学校の教師には、障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を十分把握して、これを各教科等や自立活動の指導等に反映できる幅広い知識・技能の習得や、学校内外の専門家等とも連携しながら専門的な知見を活用して指導に当たる能力が必要である。

- 障害のある子供の一定数が複数の障害を重複して有していることを踏まえた対応が必要である。特に、盲ろうの子供は、情報の入力や出力の観点から補完関係にある視覚と聴覚の

両方に障害がある特異な障害であるため、盲ろうの障害の独自性に合わせた指導事例の収集や、指導や支援のポイントの整理等を進め、専門性の高い教師の育成を支えていく必要がある。また、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所においては、こうした盲ろうなどの専門性の高い分野の研究と人材育成に関して知見を有しており、引き続き、ナショナルセンターとして、その機能を高めていく必要がある。

- 特別支援学校では、経験豊富な教師の人事異動や定年退職により、学校としての専門性が蓄積されにくく、教師の専門性の向上だけではなく、学校全体として高い専門性を担保・共有するための仕組みづくりが必要である。また、一定の専門性を確保した教師の人事異動により、学校としての専門性が大きく低下しないよう、学校が組織として専門性を担保・共有していく仕組みが必要である。
- 特別支援学校は、要請に応じて小中学校等の障害のある子供に関する助言や援助を行うことが求められており、特別支援学校が地域の特別支援教育の水準の向上に寄与するうえで、特別支援学校の教師が、小中学校等の各教科等の授業における障害のある児童生徒の「困難さ」に対する「指導上の工夫の意図」を理解し、個に応じた様々な「手立て」を検討し、授業の助言・援助に当たっていく専門性を高めることが重要である。
- 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所においては、これまで、国の施策の企画立案及び実施に寄与する研究の推進と実践的な研究の推進のほか、各自治体における特別支援教育に係る指導的な立場にある人材の育成を目的とした専門的な研修や、特別支援学校教諭の免許状取得に係る認定通信教育、発達障害に係る人材の専門性の整理と研修のコアカリキュラムの作成など、特別支援教育を支える人材育成の枢要な部分を担っている。こうした機能については、オンライン研修の積極的な活用などの新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえた研修体制・研修手法に関する多様な選択肢を示し、引き続き充実に努めていく必要がある。また、自閉症や知的障害に係る児童生徒数が増加していることから、これに係る教師の専門性の向上や人材育成は急務であり、隣接する筑波大学附属久里浜特別支援学校との連携を基盤に、体制の充実や取組を加速する必要がある。

(養成)

- 特別支援学校の教師に求められる専門性は多岐にわたる一方で、養成段階で現状以上の単位の修得を求ることは、学生の過度な負担となり特別支援学校の教師を目指す者の減少にもつながる懸念がある。

このため、養成段階では現在の総単位数の中で、特別支援学校学習指導要領等を根拠に、例えば、知的障害者である子供に対する教育を行う特別支援学校の各教科等、自立活動、重複障害者等に関する教育課程の取扱いなど、特別支援学校の教師として押さえておくべき内容を精選するとともに、発達障害など全ての学校種で課題となっている内容についても学べるよう、内容を再検討することが必要である。併せて、特別支援学校教諭の教職課程の質を担保・向上させるため、小学校等の教職課程同様、共通的に修得すべき資質・能力を示したコアカリキュラムを策定することが必要である。

(研修・人事交流)

- 視覚障害や聴覚障害等に係る特別支援学校は都道府県内に1校しかない場合があり、人事

が硬直化する懸念がある。よって、都道府県域を超えた広域での研修の仕組みや人事交流を可能とする仕組みの構築などの工夫が必要である。

- 特別支援学校における勤務だけでは、一定規模の集団に対する教科指導や生徒指導の能力が養われにくいため、小学校等との人事交流を積極的に行うことが重要である。

(免許法附則第15項について)

- 特別支援学校における特別支援学校教諭の免許状所持の義務付けについては、会議の中でも様々な意見があり、今後、引き続き検討を深める。

※肯定的な意見

- 教員免許制度が学校種毎の免許状の所持を前提にしている以上、特別支援学校においても他の学校と同様にすべき。特に、知的障害・肢体不自由・病弱については、免許状保有率は8割を超えており、免許を所持していることを前提に考えることができる。免許状保有率の低い視覚障害・聴覚障害における教員養成の拠点の形成や県域を超えた広域での人事交流、特別支援学校と小学校等との人事交流の促進は別途必要な対応をすべき。

※慎重な意見

- 免許状の所持が義務付けられると、特別支援学校の教師の人事異動や特別支援学校と小学校等との人事交流が停滞し教師の専門性の向上も停滞する懸念がある。具体的には、小学校等で勤務している特別支援学校教諭の免許状を所持する教師が特別支援学校に集中することにより、小学校等の特別支援教育の質低下の懸念や、小学校等で勤務する教科教育の専門性の高い教師が特別支援学校で勤務できなくなることにより、特別支援学校における教科教育の質低下の懸念がある。

(障害の区分及び特別支援学校教諭の免許状の在り方)

- 國際疾病分類の改訂の動きを注視し、必要に応じて、改訂の内容を踏まえた特別支援教育の領域の在り方についても検討が必要である。

IV. I C T 利活用等による特別支援教育の質の向上

1. 特別支援教育における I C T 利活用の意義と基本的な考え方

- I C Tは、特別な支援を必要とする子供に対して、その障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じて活用することにより、各教科等の学習の効果を高めたり、学習上又は生活上の困難を改善・克服するための指導に効果を発揮したりすることができる重要なものである。
- 実際、これまで特別支援教育においては、I C T活用が積極的に行われてきた。例えば、障害のある子供に対するI C Tを活用した学習指導において、テレビ会議システムを用いた遠隔授業は、病気療養児にとって、学校の友人関係や学習を途切れさせることなく続けることを可能にする方法であり、病気に立ち向かうモチベーションになるなど、大きな成果を上げてきた。各教科等の指導においては、単にI C Tを使用することを目的とした授業作りではなく各教科等の目標の達成を図るために必要な手段として、どのようにI C Tを関連付けて活用すればよいか分析する力を培っていくことが重要である。
- 加えて、情報化の推進は、障害のある子供が、学校での学習や生涯学習、家庭生活、余暇生活など子供のあらゆる活動にアクセスを容易にし、更には自然災害等の非常時においても、そうした機器やサービス、情報を適切に選択・活用することで社会生活を可能とするという、大きな社会的意義をもっている。
- このように、I C Tが、学習指導という側面にとどまらず、障害者が社会によりよくアクセスしていくために必要不可欠な存在となっていることからいえば、早い段階から学校において、I C Tに必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図ることが必要である。そうすることで、生活全般に向けた有力なツールともなり、障害者のQ O L (Quality of life) の向上にも寄与することが可能である。
- また、I C Tの活用は指導面の充実や、障害者個人にとってのメリットのみならず、教師の業務負担軽減などの働き方改革にもつながるものである。特に、特別支援教育に関する校務支援にI C Tを活用することで、個別の教育支援計画や各種情報の円滑な作成や共有が容易になるなど、学校の業務改善や学校・関係機関間の引継ぎ等の充実に直結することに留意すべきである。
- なお、こうした技術は日々進化を続けており、近年では、V R (仮想現実技術) やA I (人工知能) などの最新技術も、応用の可能性が広がっており、利活用可能なものは積極的に取り入れていくことが重要である。
- 一方、I C Tの活用に関しては、子供一人一人の障害の種類や状態、教育や生活等の環境が異なることを踏まえ、例えば、想定される活用の困難さ、健康面への影響など、様々な課題を把握し、それに対する配慮を進めていく必要がある。
- 今後、更なる教育の情報化や技術革新が進む中で、特別支援教育において、I C Tの活用について、指導内容の充実、障害者の社会参画の促進、Q O Lの増進、教師の負担軽減・校

務改善等の幅広い観点を踏まえて、バランスよく、着実に対応すべきである。

2. I C T 活用による指導の充実と教師の情報活用能力

(I C T の活用による指導の充実)

- I C T の活用は、特別支援学校、特別支援学級、通級による指導、通常の学級のあらゆる場面で行われ、具体的には、デジタル教科書などを活用して授業内容の理解全般を助けるもののほか、視覚障害であれば、文字の拡大や音声読み上げ、聴覚障害では、音声を文字化するソフトや筆談アプリ等のコミュニケーションツール、知的障害では、動画やアニメーション機能を活用した学習内容を具体的にイメージする情報提示、肢体不自由では、視線による入出力装置による表現活動の広がりやコミュニケーションの代替、病弱では、病室と教室を結ぶ遠隔教育のシステム、発達障害では、書字や読字が難しい人にとってのコンピュータを用いた出入力や音声読み上げなどで情報の獲得が容易になるなど、多くの障害種に対し、その指導の充実に大きく寄与している。
- 指導内容や指導方法の充実の観点からは、I C T は、例えば、タブレットを使った授業などで、自分の考えをタブレットに書いて自らの意見を視覚的に表現しやすくなるなど、集団学習における個に応じた支援に生かすことができる。将来的には、例えば、障害のある子供の個々の教育的ニーズに応じた適切な指導の観点から、教材等の使用状況を自動的に記録し、取組の過程や解答状況等をデータとして蓄積することにより、エビデンスに基づいた指導の質の向上を目指すことも期待される。こうした前提として、子供たち一人一人の障害の状態等や目指す姿、学習の習得状況等と照らし合わせながら、どのように I C T を活用した授業を実施していくことが適切なのか、I C T 機器を活用した授業の在り方を引き続き検討していく必要がある。
- 更に、I C T は、仮想現実などの技術を通じて、実体験を近づけることを可能とするものである。一般的な「学校から社会へ」という出向く形での実体験の機会に加えて、「社会を学校へ」という引き寄せる形での実体験の機会を可能にするところであり、この特性も指導面で活用していくことが可能である。
- 在宅や入院で病気療養を続けるなど、障害のために通学して教育を受けることが困難な子供に対して、教師を派遣する形の訪問教育を実施しているが、一人の教師が複数の子供の指導に当たるため、訪問教育を受けている子供は学校に通学する子供と比べて週当たりの授業時数が少ない状況にある。今後、必要に応じて訪問教育と I C T を活用した遠隔授業を組み合わせた指導により、訪問教育を受ける子供の学習機会が充実することが期待される。
- 自立活動の指導は、子供一人一人の障害の状態等に応じて、具体的に指導内容を設定するものであることから、具体的な指導内容では、対面で直接的なやりとりを通して学習が展開されることがほとんどであり、オンラインでの指導の実践事例は蓄積されていない。このため、今回の新型コロナウイルス感染症の拡大による臨時休業では、各教科等の家庭学習やオンラインでの授業は工夫されていたが、自立活動の指導の多くは実施されていない状況があった。そこで、今後、オンラインを活用した自立活動の指導の可能性も鑑み、オンラインを活用した自立活動の指導の実施方法や、その留意点について、実践的に、研究を進めること

が必要である。

(デジタル教科書・教材の活用)

- デジタル教科書やデジタル教材は、特別支援教育において、視覚情報や音声情報を複合的にわかりやすく提示したり、必要な情報を簡単に取り出したりすることができるなど、指導におけるツールとして非常に効果的である。更に、これらのツールを積極的に活用することで、教材の作成に係る教師の負担軽減にも資するものである。今後、ICT環境の整備や教材の研究が進むことにより、さらなる普及が期待される。特に、特別支援教育における文部科学省著作教科書のデジタル教科書化を進める必要がある。

(教師のICT活用スキルの向上)

- ICTは、障害のある子供たちの学習ツールとして便利である一方、子供一人一人の障害の状態等に応じて効果的な活用方法等が異なることから、指導する教師のICT活用スキルはこれまで以上に高いものが求められる。障害による困難さに対応した指導を行うためには、日頃より、教職員が様々なICT機器についての知識を高めることが重要である。そのためには、リハビリテーション分野や工学分野など関係する分野からも情報を集めすることが必要であるが、専門的ゆえに教師一人で担うことが難しい場合も多い。そこで、知見を有するICT支援員の確保や外部人材によるOJT研修の実施など、組織的な支援体制を構築し、学校でICT機器を活用できる体制を整備することが望まれる。
- 一方で、大学等における養成段階でのICT活用スキルの育成も重要である。現在、教職課程の「教育の方法及び技術」及び「各教科の指導法」に関する科目の中で「情報機器の活用」が位置付けられているが、今後は、その中で、特別支援教育に着目したICT活用スキルも身に付けていくことが期待される。また、今後活用が進むと考えられる学習者用デジタル教科書を用いた指導法についても、子供の実態や活用事例や実演も交えて、取り扱うことが期待される。
- 現職研修の観点から、各教育委員会は、国の「教育の情報化に関する手引き」を参考に、教職員のICT活用指導力として求められる具体的な専門性を整理し、研修の体系化やリーダーとなる教職員の人材育成に計画的に取り組む必要がある。

(技術革新の進展と合理的配慮の提供の変化)

- ICT技術の進展は早く、障害のある子供へのアシティブ・テクノロジーについても、進展は急速である。よって、学校教育で提供が可能となる合理的配慮も、技術の進展とその整備とともに変化するものである。そこで、教育関係者は、定期試験や入試等における対応などの合理的配慮の提供に関して、時代やテクノロジーの進歩に伴った各種計画等における障害のある子供への対応の在り方を隨時考えていく姿勢が必要である。

3 ICT環境の整備と校務のICT化

(ICT機器の整備とGIGAスクール構想)

- 特別支援教育におけるICT環境については、学校全般同様、課題がある。元来、児童生徒一人あたりのPC台数の整備状況については、小中学校の通常の学級などと比べ、比較的

整備がなされてきた（全学校種5.6人／台、特別支援学校2.7人／台）が、あらゆる場面でPCを活用するような整備状況には程遠かった。しかし、現在は、GIGAスクール構想の全面展開が図られており、近いうちに児童生徒一人一台の端末配備が実現することになる。また、家庭での利活用も想定し、家庭へのモバイルルーターの貸与も行われる。更に、特別な配慮や支援を必要とする子供にとっては、端末を使用するための支援機器が必要な場合もあり、個々の障害の状態等に応じた支援機器の整備も行われている。なお、新型コロナウィルス感染症の第2波が襲来した場合などを想定し、できる限り早急に学校に導入し、個々に応じたICT機器の利活用体制を整備するとともに、どのような学習において効果的に活用できるか、実践を積み重ねていくことが必要である。

- そのほか、ICT機器の進歩が加速する中で、ICT機器本体はもちろん、特別支援教育において不可欠な支援機器の維持や更新を適切に図ることも重要である。また、小中高等学校の各学級において整備がなされても、特に、通級による指導において十分に活用できるものとなっているか、その活用状況にも十分に留意していく必要がある。

(学校のICT環境の整備)

- このように、GIGAスクール構想で、子供側の端末整備やWIFI環境の整備が進む中、特別支援教育において、特に留意しなければならないのは、学校側のICT環境である。
もともと、特別支援学校のICT環境は、特に、校務系のコンピュータ整備率が全学校種平均を下回っているほか、統合型校務支援システム整備率も低く、課題が大きい。また、拠点校方式や巡回による通級による指導など、学校間を超えて連携を必要とする場合のICT環境の整備の必要性などの課題もある。このことは、今般の新型コロナウィルス感染症の状況下においても、学校からICTを活用した教育活動や保護者との連携が十分とは言えない状況も散見された。今後、子供側の端末整備とともに、学校や教師側のICT環境の基盤整備も着実に進めていく必要がある。

また、障害当事者教師にとっても、ICT機器は指導に当たって、大きなメリットがあり、障害者の活躍の観点から、学校における必要な環境整備が期待される。

(ソフト面の整備と支援人材の確保)

- 一方、ハード面が今後急速に整備されたとしても、支援技術を含めたICTの活用に関して、ソフト面の整備やそれを支援できる人材の確保が必要である。特別支援教育の状況を理解し、支援技術や障害に関する知識を有している支援員の確保・養成が課題である。

(校務のICT化)

- 特別支援教育のICT化において、特に課題となるのは、校務のICT化である。まず、特別支援教育の支援や指導の基本となる個別の教育支援計画や個別の指導計画がICTを介して学校内外で的確に共有することが困難な事例が少なくない。これは、校務系の情報システムの基盤である統合型校務支援システムにおいて、特別支援教育に配慮したシステムが形成されていないことも一つの理由であると考えられる。今後、特別支援教育においても、より統合型校務支援システムを活用した情報の作成・管理が行われるよう、例えば、都道府県に対して、例示している関連帳票をもとにしたシステム開発を促していくなど、帳票の共通化に向けて必要な研究を進めていく必要がある。

- また、従来では日程調整に時間がかかったり、簡素化が難しかったりする業務、例えば、スーパーバイザーによる通級指導教室担当へのリアルタイムのコンサルテーション、他校の通級指導教室と在籍校、教育センターとのケース会議、あるいは学校間の交流及び共同学習を行うにあたっての打ち合わせなど、遠隔のテレビ会議システム等のテクノロジーを使って充実できる部分は大きいと考えられる。加えて、今回の新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、日々、保護者と学校とが共有すべき各種の連絡事項等についても、ＩＣＴを活用して迅速かつ簡便に共有できる体制を幅広く構築する必要がある。特に、医療的ケア児等医療情報共有システム（M E I S : Medical Emergency Information Share）は、保護者と学校の医療的ケア児に関する情報共有と連携を簡便で容易にするものであることから、学校や保護者、関係機関での情報共有のツールとしての積極的な活用に向けた更なる検討が期待される。

(今後の機器開発等の在り方)

- 今後は、技術革新のスピードが更に上がることが想定されることから、迅速な活用や開発に向け、技術革新に関する知見を有する者と障害当事者を積極的につなげていくことが重要である。特に、特別支援教育における障害当事者を含めた新たなＩＣＴの共同開発など、当事者のニーズに即した形で最新技術を開発していくことが求められる。

4. 関係機関の連携と情報の共有

- 特別支援教育においては、特別支援学校のセンター的機能などによる特別支援学校と幼・小・中・高等学校等の連携、学校と保健・医療・福祉・雇用との連携など、当該学校を超えた情報連携が求められる場合が数多くある。そのため、セキュリティなどに配慮しつつ、ＩＣＴを活用した情報連携が容易となるよう、関係機関とともにさらなる課題の整理と検討を進める必要がある。

V. 関係機関の連携強化による切れ目ない支援の充実

1. 就学前からの連携

- 乳幼児検診等で発達上の課題やその疑いが見られる場合、早期から医療や療育の提供が有効であり、児童教育段階からの一貫した支援を充実する観点からも保健・医療・福祉・教育部局と家庭との一層の連携が重要である。就学前の障害のある子供の学びや支援の場の状況を把握し障害のある子供とその保護者を中心とした関係機関との連携を更に強化するとともに、特に巡回支援専門員整備事業など、各事業情報の共有・発信方法の工夫と、児童教育施設等の資源を積極的・効果的に活用することが求められる。
- 各地域において福祉部局や療育機関等との連携は進められているが、地域によって差異がある。支援が必要な子供やその保護者が、乳幼児期から学齢期、社会参加に至るまで、地域で切れ目なく支援を受けられるようにするために、文部科学省と厚生労働省の連携による「課程と教育と福祉の連携『トライアングル』プロジェクト」等を踏まえ、教育委員会や福祉部局の主導のもと、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所や国立障害者リハビリテーションセンター等が現在共同で開発している研修プログラムを活用した教育と福祉が連携した研修や個別の教育支援計画を活用したケース会議の充実などを推進するとともに、保護者も含めた情報共有や保護者支援のための具体的な連携体制の整備を進める必要がある。

2. 在学中の連携

- 特別支援学校小学部や中学部等の早期からのキャリア教育では、保護者や身近な教師以外の大人とのコミュニケーションの機会や、自己肯定感を高める経験、産業構造や進路を巡る環境の変化等の現代社会に即した情報等について理解を促すような活動が自己のキャリア発達を促すうえで重要であることから、その実施に当たっては、地域の就労関係機関との連携等による機会の確保の充実が必要である。また、就労に際して、本人の自己選択・自己決定を尊重する等の機会を確保したり、学校卒業後の生活に向けて、福祉制度の理解を深める機会を確保したりすることが重要である。
- 特別支援学校高等部や高等学校に在籍する発達障害等のある生徒に、在学中から、自分の得意なことや苦手なことなどの自己理解を促し、その対処法を学びながら自信を高めるような指導や支援の充実が必要である。また、卒業後の進路先に、必要な配慮の提供、環境整備についての情報が引き継がれるように、関係機関との連携促進も求められる。
- 特別支援学校だけではなく、特別支援学級や通級による指導を受ける児童生徒も放課後等デイサービスを受けることが多くなっていることから、小中学校においても関係機関との情報提供や情報共有、相談支援ができるような横の連携促進が求められる。
- 強度行動障害のある児童生徒に対して適切に対応することができるよう、教育と福祉が連携したり、例えば、各都道府県の障害福祉担当部署が開催する強度行動障害支援者養成研修等の専門的な研修を特別支援学校の教師等が障害福祉サービス事業所職員とともに受講する機会を設けたりすることが期待される。

3. 卒業後の連携

- 特別支援学校高等部卒業後に就労する者の割合や就労系障害福祉サービスへ進む者の割合は増加しており、就労系障害福祉サービスから企業への就職に移行する者の数も増加するなど、障害者雇用は着実に進展している。今後、就職後の定着を図るため、関係機関・関係者間で必要な配慮等の確実な引継ぎがなされるよう、教育における個別の教育支援計画と、福祉におけるサービスの利用計画や事業所の個別支援計画、労働における移行支援計画とが一体的に情報提供や情報共有ができるような仕組みの検討が必要である。
- 特別支援学校、企業、ハローワーク、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携した就職時及び就職後のアフターケアなどの就労支援の充実が必要であり、そのためには、卒業時の移行支援や卒業後の就労支援における特別支援学校と関係機関との役割や連携の在り方などの検討が必要である。
- 就職後の定着に向けて、在籍校と福祉機関、労働機関が連携したさらなる取組のほか、高等学校教育段階で社会に出ても学び続ける意欲を高めるとともに、卒業後は、本人が就職後の生涯学習や余暇活動を充実させ、人々の心のつながりや相互に理解しあえる活動の機会を提供し、孤立しないようにする必要がある。

4. 医療的ケアが必要な子供への対応

- 医療的ケアが必要な子供が安心して学校で学ぶことができるよう、また、その保護者にも安心・安全への理解が得られるよう、校長の管理下において、担任、養護教諭、関係する医師、看護師などがチームを編成し、一丸となって学校における医療的ケアの実施体制を構築していくことが重要である。また、そのためには、保健、医療、福祉部局とも連携した医療的ケアを担う看護師の人材確保や配置等による環境整備を進めることが必要である。
- 平成27年12月の「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について（答申）」を踏まえ、特別支援学校をはじめとする各学校で行われている医療的ケアの重要な役割を担う、学校に置かれる看護師を、法令上位置付けることを検討する必要がある。
- 医療的ケアを必要とする子供が増加傾向にあることを踏まえ、例えば、中学校区に医療的ケアの実施拠点校を設けるなどして、地域の小中学校で医療的ケア児を受け入れ、支える体制の在り方について早急に検討する必要がある。

5. 障害のある外国人児童生徒への対応

- 障害のある外国人児童生徒への対応については、外国人児童生徒等の教育の充実に関する有識者会議報告（「外国人児童生徒等の教育の充実について」（令和2年3月））における指摘事項（指導体制の構築に向けた取組、学校の在籍状況や指導状況の把握、障害の有無・状態等の評価手法に係る医療・福祉と連携した調査研究の検討）を踏まえ、これらについて関係機関が連携し、適切に取組を進めることが必要である。